明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○都市再生特別措置法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（三二〇）　二

○都市再生特別措置法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（三二一）　四

○平成二十三年九月十五日から同月二十三日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（三二二）　四

〔省　令〕

○幼稚園設置基準の一部を改正する省令（**文部科学**三五）　五

○免許状更新講習規則の一部を改正する省令（**同**三六）　五

○学校法人会計基準の一部を改正する省令（**同**三七）　五

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**文部科学・厚生労働**四）　五

〔告　示〕

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（**政治資金適正化委**五八）　五

○ルスモ国際橋及び国境手続円滑化施設整備計画のための贈与に関する日本国政府とルワンダ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**三五三）　六

○円借款の供与に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**三五四）　六

○技術協力に関する日本国政府とスワジランド王国政府との間の協定の署名に関する件（**同**三五五）　六

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第一項第四号及び同条第二項第三号の規定に基づき文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する件（**文部科学・厚生労働**二）　八

○薬事法施行規則第十二条第一項の登録事項を変更する届出があった旨を公示する件（**厚生労働**四一一）　九

○保安林の指定をする件（**農林水産**二〇四八～二〇五四）　九

○砂防法第二条の土地を指定する件（**国土交通**一〇四五～一〇四七）　一〇

○道路に関する件（**東北地方整備局**一七一）　一〇

○道路に関する件（**関東地方整備局**三九三）　一〇

〔国会事項〕

〔人事異動〕

国家公安委員会　警察庁　財務省　二

〔叙位・叙勲〕　二

〔皇室事項〕　三

〔官庁報告〕

官庁事項　三

沖縄総合事務局公示（沖縄総合事務局）　三

労　働　三

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　三

〔公　告〕

諸事項　三

裁判所　三

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

会社その他　三

本号で公布された法令のあらまし

◇都市再生特別措置法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三二〇号）

（国土交通省）

都市再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二三年法律第二四号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二三年一〇月二〇日とすることとした。

◇都市再生特別措置法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第三二一号）（国土交通省）

一　都市再生特別措置法施行令の一部改正関係

1　特定都市道路内に建築することができる建築物として特定行政庁が認める建築物に関する基準は、主要構造部が耐火構造であること等とすることとした。（第七条関係）

2　特定都市道路を整備する上で著しい支障を及ぼすおそれがない行為は、道路一体建物の建築又は道路を管理することとなる者が行う建築物の建築であって、重複利用区域内における建築物等の建築又は建設の限界に適合して行うものとすることとした。（第八条関係）

3　道路の占用の許可基準の特例の対象となる都市の再生に貢献し、道路の通行者等の利便の増進に資する施設等は、次に掲げるものとすることとした。（第一四条関係）

㈠　広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの

㈡　食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者等の利便の増進に資するもの

㈢　自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの

4　道路の占用の許可基準の特例の適用に当たって満たすべき安全かつ円滑な交通を確保するための基準は、3㈠に掲げる施設等については、道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障のない場合を除き、当該工作物を設けたときに歩行者等が通行することができる部分の一方の側の幅員が道路構造令に規定する歩道等の幅員を確保したものであること等とすることとした。（第一八条関係）